

北海道警察釧路方面本部告示第21号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける。

令和7年2月12日

北海道警察釧路方面本部長 堂 前 康

1 入札に付する事項

(1) 調達をする物品等の名称及び調達予定数量

ア 入札番号1（釧路地区）

(ア) 自動車ガソリン（J I S 1号）（1リットル当たりの単価）	16,400リットル
(イ) 自動車ガソリン（J I S 2号）（1リットル当たりの単価）	75,900リットル
(ウ) 軽油（J I S 各号）（1リットル当たりの単価）	3,600リットル

イ 入札番号2（帯広地区）

(ア) 自動車ガソリン（J I S 1号）（1リットル当たりの単価）	43,900リットル
(イ) 自動車ガソリン（J I S 2号）（1リットル当たりの単価）	29,200リットル
(ウ) 軽油（J I S 各号）（1リットル当たりの単価）	2,000リットル

ア及びイについては、それぞれの入札とする。

(2) 調達をする物品等の仕様等 (1)に同じ。

(3) 契約期間 令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

(4) 納入場所 給油票又は給油カードを提示する場所

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

(1) 令和6年度に有効な道の競争入札参加資格のうち物品の購入の資格を有すること。

(2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

(3) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。

(4) 石油の備蓄の確保等に関する法律（昭和50年法律第96号）第27条第1項の規定による石油販売業の届出をしていること。

(5) 揮発油等の品質の確保等に関する法律（昭和51年法律第88号）第3条の規定による揮発油販売業の登録を受けていること。

(6) 次に掲げる庁舎等ごとに定める範囲内で給油（危険物の規制に関する政令（昭和34年政令第306号）第17条第5項に規定する顧客に自ら給油等をさせる給油取扱所（以下「セルフ給油所」という。）における給油にあつては、常駐する従業員が直接給油を行う場合に限る。）が可能であること。

ア 1の(1)のア

名 称	所 在 地	範囲
北海道警察釧路方面本部庁舎	釧路市黒金町10丁目5番地1	半径5 km
北海道警察釧路方面本部釧路運転免許試験場	釧路市大楽毛北1丁目15番8	半径5 km

イ 1の(1)のイ

名 称	所 在 地	範囲
北海道警察釧路方面本部十勝機動警察隊	帯広市大通北1丁目4番2	半径5 km
北海道警察釧路方面本部十勝機動警察隊高速 道路交通警察隊（音更事務室）	河東郡音更町字音更西2線7 番地3	半径5 km
北海道警察釧路方面本部帯広運転免許試験場	帯広市西19条北2丁目1	半径5 km

(7) 次に掲げる地域において給油（セルフ給油所における給油にあつては、常駐する従業

員が直接給油を行う場合に限る。)が可能であること。

ア 1の(1)のア

厚岸郡厚岸町、川上郡弟子屈町、根室市、標津郡中標津町、中川郡池田町及び本別町、帯広市、上川郡新得町、広尾郡広尾町、札幌市中央区、函館市、旭川市並びに北見市

イ 1の(1)のイ

釧路市、厚岸郡厚岸町、川上郡弟子屈町、根室市、標津郡中標津町、中川郡池田町及び本別町、上川郡新得町、広尾郡広尾町、札幌市中央区、函館市、旭川市並びに北見市

- (8) (6)に掲げる庁舎等のうち、北海道警察釧路方面本部庁舎、北海道警察釧路方面本部十勝機動警察隊及び北海道警察釧路方面本部十勝機動警察隊高速道路交通警察隊（音更事務室）においては、指定する範囲内において日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）に給油（セルフ給油所における給油にあつては、常駐する従業員が直接給油を行う場合に限る。）が可能であること。

3 条件付一般競争入札参加資格の審査

- (1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2の(4)から(8)までに掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申請の時期 令和7年2月12日（水）から同年3月10日（月）まで（日曜日、土曜日及び休日を除く。）の毎日午前9時00分から午後5時00分まで

イ 申請の方法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ 申請書類の提出先 郵便番号 085-8511 釧路市黒金町10丁目5番地1
北海道警察釧路方面本部会計課

- (2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

4 契約条項を示す場所

北海道警察釧路方面本部会計課

5 入札執行の場所及び日時

- (1) 入札場所 釧路市黒金町10丁目5番地1 北海道警察釧路方面本部地下会議室（送付による場合は、郵便番号 085-8511 釧路市黒金町10丁目5番地1 北海道警察釧路方面本部会計課）

- (2) 入札日時

ア 1の(1)のア 令和7年3月21日（金） 午後1時30分

イ 1の(1)のイ 令和7年3月21日（金） 午後2時00分

ア及びイについて、送付による場合は、同月19日（水）午後5時00分までに必着とする。

- (3) 開札場所 (1)に同じ。

- (4) 開札日時 (2)に同じ。

6 入札保証金

平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。

7 一連の調達に関する事項

この契約を含む一連の調達契約のうちの最初の契約に係る入札の公告

令和6年4月12日付け北海道警察釧路方面本部告示第53号

8 入札説明書の交付に関する事項

- (1) 交 付 場 所 4に同じ。
- (2) 交 付 方 法 (1)の場所で交付する。

なお、北海道警察釧路方面本部のホームページ (<https://www.police.pref.hokkaido.lg.jp/00ps/kushirohonbu/>) においてダウンロードすることができる。

9 落札者の決定方法及び契約書作成の要否

平成16年北海道告示第448号の2の(2)のオ及び3の(2)による。

10 落札者と契約の締結を行わない場合

落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。

11 その他

平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(3)、(6)、(8)、(11)、(12)及び(14)から(16)までによるほか、次による。

契約に関する事務を担当する組織

- (1) 名 称 北海道警察釧路方面本部会計課
- (2) 所 在 地 郵便番号 085-8511 釧路市黒金町10丁目5番地1
- (3) 電話番号 0154-25-0110 内線 2233

12 Summary

A Nature and quantity of the products to be procured : a unit price per liter :

a Kushiro area

- | | |
|--|---------------|
| (a) Gasoline for automobiles (JIS 1) | 16,400 liters |
| (b) Gasoline for automobiles (JIS 2) | 75,900 liters |
| (c) Light (Diesel) oil (JIS every items) | 3,600 liters |

b Obihiro area

- | | |
|--|---------------|
| (a) Gasoline for automobiles (JIS 1) | 43,900 liters |
| (b) Gasoline for automobiles (JIS 2) | 29,200 liters |
| (c) Light (Diesel) oil (JIS every items) | 2,000 liters |

B Bid tendering date and time :

- a 1 : 30 P.M., March 21, 2025
- b 2 : 00 P.M., March 21, 2025

(If mailed, bids must arrive no later than 5 :00 P.M., March 19, 2025)

C Contact : Finance Division, Hokkaido Kushiro Area Police Headquarters,

Kurogane-cho 10-5-1, Kushiro, Hokkaido 085-8511 Japan

Phone : 0154-25-0110 Extension 2233